

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当します。

令和2年8月7日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 事業名称

愛知県新体育館整備・運営等事業

(2) 事業場所

名城公園北園の一部（名古屋市北区名城一丁目地内）

(3) 事業概要

ア 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、愛知県新体育館（以下「本施設」という。）の建設等については、事業者が自らの提案をもとに施設の設計及び建設を行った後、県に施設の所有権を移転する方式（BT：Build Transfer）により実施し、本施設の運営等については、県が事業者に対して、本施設の公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）を設定する公共施設等運営権（コンセッション）方式により実施することとします。

イ 契約期間

契約締結日から令和37年3月31日まで

ウ 事業範囲

入札説明書で示す事業範囲とします。

2 競争参加資格

(1) 応募者の構成等

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた応募企業又は応募グループとします。応募グループにより応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続を行うものとします。

なお、応募企業又は応募グループの各構成企業は、他の応募企業又は他の応募グループの構成企業として本入札に参加できないものとします。

応募者は、参加表明書において、本事業に係る業務に携わる応募企業又は応募グループの構成企業の企業名（応募グループにあっては、代表企業名を含む。）及び携わる業務を明記することとします。ただし、本事業に係る統括マネジメント業務以外の業務に携わる構成企業の企業名の明記がない場合でも応募できるものとします。その場合には、各業務に着手するまでに、当該業務に携わる構成企業又は事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う企業を決定し、県の承認を受けるものとします。

ア 代表企業の取扱い

原則、変更できないものとします。

ただし、本施設の運営開始後は、県が承認した場合に限り、変更できるものとします。

イ 構成企業の取扱い

県が承認した場合に限り、変更できるものとします。

なお、他の応募企業又は応募グループの構成企業であった者は、新たに参加できないものとします。

(2) 応募者等の参加要件

応募企業又は応募グループの各構成企業のいずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、次に掲げる要件を満たすこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ P F I 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること。

エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその法人と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、次に示すとおりです。

- ・株式会社日本総合研究所
- ・株式会社安井建築設計事務所
- ・デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社
- ・西村あさひ法律事務所

キ 県が設置する愛知県新体育館整備・運営等事業 P F I 事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

ク 他の応募企業又は応募グループとの間に、資本関係又は人的関係があると認められる関係がないこと。

(3) 応募者等の資格要件

応募企業若しくは応募グループの代表企業又は応募企業若しくは応募グループの構成企業のうち本施設的设计、工事監理若しくは建設の各業務に当たる者（事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ次の要件を満たすこととします。

ア 応募企業又は応募グループの代表企業の要件

(ア) 応募企業若しくは応募グループの代表企業又はこれらの者と入札説明書において示す一定の資本関係若しくは人的関係のある者が次の a 又は b のいずれかの実績を有していること。なお、実績は、日本国内におけるものに限らないこととします。

a 公共施設又は商業施設の運営の実績

b P F I 法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業の実績（構成企業として出資参加をした実績を含む。）

(イ) 参加表明書の受付時において自己資本が 50 億円以上であること。

(ウ) 令和 2 年度及び令和 3 年度の物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿に登録されていること。

ただし、名簿に登録されていない者で本入札への参加を希望する者は、参加表明書の受付時において入札参加資格審査の申請を行い受理されていること。

イ 設計業務又は工事監理業務に当たる企業

(ア) 当該業務に携わる企業の届出時において、愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿に登録されていること又は、入札参加資格審査の申請を行い受理されていること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 建設業務に当たる企業

(ア) イ(ア)に同じ。

(イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) (ア)の愛知県建設局・都市整備局・建築局における入札参加資格において認定された経営事項評価点数が、建築工事業については 1,200 点以上、電気工事業については 870 点以上、管工事業については 860 点以上、土木工事業については 1,110 点以上、造園工事業については 820 点以上であること。

(4) 応募者等の失格

応募企業又は応募グループの構成企業が、資格審査通過時点から落札者決定前までに(2)及び(3)を欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。

3 入札説明書の公表方法等

(1) 入札説明書等の公表方法

愛知県建築局公共建築部公共建築課のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokyokenchiku/shin-taiikukan/boshu.html>）において、令和 2 年 8 月 7 日（金）から公表します。

(2) 入札説明書等に関する説明会の日時及び方法

ア 開催日時

令和 2 年 8 月 20 日（木）午後 1 時 30 分から（受付開始：午後 1 時）

イ 開催方法

ウェブ開催（詳細につきましては、(1)のウェブページに掲載します。）

(3) 参加表明書及び資格審査書の提出

ア 期間

令和 2 年 9 月 11 日（金）から令和 2 年 10 月 1 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 場所

愛知県建築局公共建築部公共建築課新体育館第一グループ
名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2（郵便番号 460-8501）

ウ 方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建築局公共建築部公共建築課新体育館第一グループに令和 2 年 10 月 1 日（木）午後 5 時までに必着とします。

(4) 入札及び開札の予定日時及び場所等

ア 日時

令和 2 年 12 月 18 日（金） 午後 1 時 30 分

イ 場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室
名古屋市中区三の丸三丁目1-2 (郵便番号 460-8501)

ウ 入札書等の提出方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建築局公共建築部公共建築課新体育館第一グループに令和2年12月17日(木)午後5時までに必着とします。

(5) 問合せ先

愛知県建築局公共建築部公共建築課新体育館第一グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2 (郵便番号 460-8501)
電話 (052) 954-6970

4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

また、落札者決定基準については、入札説明書で示します。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札の無効

愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第152条(入札の無効)の規定に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract: Design, construction, and maintenance of the new Aichi prefectural gymnasium under a PFI-BT concession

(2) Deadline for applications: Please send application forms by 5:00 p.m., October 1, 2020.

(3) Bidding time: 1:30 p.m., December 18, 2020 (Postal bids must reach us by 5:00 p.m., December 17, 2020.)

(4) Contact point: Public Building Construction and Maintenance Division, Public Building Department, Bureau of Housing, Aichi Prefectural Government

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan

Tel. 052-954-6970